

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

婚姻を契機に昭和42年から43年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫と一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から44年12月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は43年11月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該期間の保険料は、現年度納付が可能である上、一緒に集金人に納付していたとする申立人の元夫は当該期間の保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立人についても、同様に、当該期間の保険料を現年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、当該期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度保険料は集金人に納付することができない上、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までについては、一緒に国民年金保険料を納付していたとする元夫も未納である。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年3月

昭和54年3月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても納付してくれていた。申立期間直前の54年4月から同年6月までの保険料は、年金機構に調査を依頼したところ、「その期間は納めた記録が見つかった」との知らせを受けた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年9月から56年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、56年7月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、当該期間の保険料は過年度納付が可能である上、この期間に近接した54年4月から同年6月までの保険料は、当初は未納と管理されていたものが、56年7月25日に過年度納付していたことが判明し、平成22年8月5日付けで記録訂正されたものであることが、オンライン記録により確認でき、申立人に係る行政側の記録管理に事務処理の誤りが認められることを踏まえ、当該期間の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年7月及び8月について、申立人は当該期間の国民年金保険料を56年11月21日に過年度納付していることが領収

済通知書及び特殊台帳において確認できるが、その納付日時点では、当該期間の納付期限から20日余り経過していたため、「過誤納」を理由として、同年12月21日に還付決定され、57年4月19日に還付金が支払われた内容の記載が還付整理簿において確認できることから、当該期間の保険料は、一旦納付されたものの時効により還付されたものと考えられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和54年7月及び8月の国民年金保険料を納付期限内に納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付期限内に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から48年3月まで  
② 昭和56年4月から57年2月まで

私は、会社を退職した昭和46年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、毎月集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が当時居住していたA県B郡C町（現在は、D町）の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を納付したことを示す「納」の押印が確認できることから、保険料を納付したものとみるのが相当である。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、「昭和48年10月24日」と記載されていることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間①の保険料は過年度納付によることとなるが、申立人からは、遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人につい

て、婚姻期間中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間当時は両親と同居しており、厚生年金保険に加入していない事業所に勤務していたので、申立期間の国民年金保険料は、母親が両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳到達時までの国民年金保険料を全て納付している上、申立人の父親は、国民年金制度発足当初に任意加入し、「10年年金」の保険料を、申立人の母親は、昭和36年4月から60歳到達時までの保険料を完納しており、申立人及びその両親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、同年2月に同手帳記号番号が払い出されている申立人の母親は、昭和36年度の保険料を過年度納付したものと考えられる上、当時は、昭和37年4月に発出された厚生省(当時)の通達に基づき、市町村で過年度保険料の収納を行うことができると言われていた時期であり、A市でも集金人が過年度保険料を収納していたことが確認されていることから、申立人及びその両親の保険

料納付意識を踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在はB株式会社）における資格取得日に係る記録を平成19年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月1日から19年6月1日まで  
年金記録では、平成19年6月1日からA株式会社の厚生年金被保険者になっているが、同年5月1日から被保険者であり保険料も控除されている。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、給与明細書により、平成19年6月10日支給の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、事業主は保険料控除は翌月控除であると回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除

額から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年4月から6年2月まで  
時期は不明であるが、平成6年3月に婚姻してから、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で貯金を引き出し、同市の窓口で国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所で国民年金の加入手続を行い、同市の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により、平成8年4月に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、申立期間は過年度の期間となっており、過年度の保険料は国庫金であるため、市町村で納付することはできない上、申立期間の保険料は、既に時効であることから納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年2月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年2月まで  
② 平成4年6月

私は、国民年金加入手続を20歳から少し過ぎて行い、国民年金保険料をまとめて納付することが困難であったことから細かく分割し、母親か自分が窓口に行って納付したはずなので、申立期間①及び②が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、国民年金保険料をまとめて納付することが困難であったことから細かく分割し、申立人の母親か自身が窓口に行って納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成6年4月に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間であることから納付書は発行されず、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は領収証書を所持しているものの、その収納日は、時効完成後の平成6年8月1日であることが確認でき、この国民年金保険料は4年6月の保険料として収納することができないため、法令に従って、時効になっていない同年7月の保険料に充当されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、その後、平成6年7月分として納付された国民年金保険料が同年8月分に、同年8月分として納付された保険料が同年9月分に、同年9月分として納付された保険料が同年10月分にそれぞれ充当されていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書以外の関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの期間、56年8月から57年4月までの期間、61年7月から62年1月までの期間及び62年11月から平成5年2月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成5年3月から7年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年9月まで  
② 昭和56年8月から57年4月まで  
③ 昭和61年7月から62年1月まで  
④ 昭和62年11月から平成5年2月まで  
⑤ 平成5年3月から7年3月まで

母親が、平成7年にA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行った際に、未納となっていた申立期間①、②、③、④及び⑤について、付加保険料を含む国民年金保険料として約120万円を同区役所の窓口で納付してくれた。記録では、申立期間①、②、③及び④が未納で、申立期間⑤の付加保険料を納付していないことになっており、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成7年に国民年金の加入手続を行った際、未納となっていた申立期間①、②、③、④及び⑤について、付加保険料を含む国民年金保険料として約120万円をB区役所の窓口で納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳

記号番号は、前の被保険者の資格記録及び申立人の納付記録により、申立人が主張するとおり、平成7年4月に払い出されたものと推認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと考えられ、この時点では、申立期間①、②、③及び④については、既に時効により保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、国民年金加入手続を行った平成7年4月の時点において、制度上、6年3月以前の過年度の国民年金保険料は区役所では納付できない。

また、申立期間⑤について、付加保険料は、その申出を行った日の属する月以後について納付できるとされており、申立人の申出日は平成7年4月10日であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間⑤の付加保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

なお、申立人は、平成7年4月の国民年金加入時点において、遡及して納付することが可能であった申立期間⑤に係る定額保険料のうち、5年3月から6年3月までを7年4月11日に、6年4月から7年3月までを同年4月21日に納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②、③及び④の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したこと、並びに申立期間⑤の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間⑤の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から44年3月まで  
20歳の頃はA県の有限会社Bに住み込みで働いており、申立期間の国民年金保険料は給料から天引きされ、親方が従業員の分をまとめて納付してくれていたもので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃はA県の有限会社Bに住み込みで働いており、申立期間の国民年金保険料は給料から天引きされて納付していたと主張し、昭和44年4月3日にA県C区で発行された国民年金手帳を所持している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料納付の前提となる上記の国民年金手帳に係る国民年金手帳記号番号(\*)は、後の任意加入被保険者の資格取得日から、当該手帳の発行日である昭和44年4月3日に払い出されたものと考えられるものの、この番号は取消処理されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、このことはオンライン記録において、当該手帳記号番号に係る記録が見当たらないことと符合している。

この点については、申立人が所持する上記の国民年金手帳において、加入した昭和43年度以降の印紙検認記録欄に検認印が無く、現年度納付がなされた形跡が認められないこと、及び申立人は加入時点で遡及納付が可能であった41年4月から43年3月までの2年分について、交付されたとみられる国庫金納付書(3片綴り)のうち、国民年金保険料が納付された場合、社会保険事務所(当時)の控えとなる領収済通知書片、及び金融機関

の控えとなる領収控片を所持しているが、いずれも保険料の納付を示す領収印が無いことを踏まえると、上記の国民年金手帳記号番号は、一旦払い出されたものの、保険料が納付されないまま、取消処理されたものと考えられる。

なお、申立人には、上記とは別の国民年金手帳記号番号（＊）が昭和53年4月にC市D区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、後に基礎年金番号となっているが、その資格取得日は、44年4月4日であり、申立期間は国民年金に未加入の期間となる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、上記とは別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月、6年9月、7年12月から8年1月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月  
② 平成6年9月  
③ 平成7年12月から8年1月まで  
④ 平成8年9月

私は、平成3年4月から国民年金に加入していたが、5年3月に就職し厚生年金保険に加入した。その後、転職した際に、申立期間①、②及び④の国民年金保険料をそれぞれ納付した。申立期間③については、販売店所属となり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、保険料を納付した。

また、平成11年4月頃A国へ転出する直前には、B県C市役所でそれまでの国民年金保険料に未納が無いことを確認しているのに、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職等により厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際は、国民年金に再加入し、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、平成5年10月31日に国民年金に再加入していることがD県E町の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、同年11月15日に同被保険者資格を喪失している上、この資格喪失日が、申立人のA国転出を端緒に、11年5月14日付けで5

年12月1日と記録訂正されたことによって、初めて国民年金被保険者期間となったことがオンライン記録により確認できることから、申立期間について同町では、国民年金被保険者として管理しておらず、記録訂正された時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない。

また、申立期間②、③及び④に係る国民年金被保険者資格についても、申立期間①と同様、平成11年5月14日付けで、併せて国民年金被保険者期間として記録追加されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間については、いずれも上記の記録訂正または追加がなされるまで、行政側は申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認され、申立内容とは符合せず、記録訂正または追加時点においては、いずれの申立期間も既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から56年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から56年3月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和47年5月頃、夫に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していた。私が留守の時は夫が保険料を納付してくれていたのに、申立期間①及び②が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月頃国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和56年4月23日に国民年金任意被保険者として、新規に資格取得していることが確認でき、このことは、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和56年4月23日」と記載されていることとも符合していることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、上記の収滞納リストにおいて、昭和60年4月4日に国民年金被保険者資格喪失申出を行って以降、61年4月1日に同第3号被保険者となるまで国民年金に再加入した形跡は無く、

このことは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間②についても国民年金に未加入の期間となり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から17年3月まで

私は、平成17年3月頃、両親から2年分の国民年金保険料を受け取り、信用金庫の窓口で納付した。その後、保険料の免除申請を行った。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年3月頃、両親から国民年金保険料を受け取り、申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が既に国へ移管された後に当たっており、納付書はコンピュータにより月ごとに作成され、保険料が納付された場合は、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として直接入力されることから、納付書24枚分に相当する申立期間の納付記録が全て漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで

私は、会社を退職した昭和39年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、遅れて40年5月から6月の間に集金人に納付した。国民年金手帳には、39年12月の欄に「この月から納付開始」と押印しており、割印も押されている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は40年5月から6月の間に集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳は同年同月15日に発行されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度保険料は集金人に納付することはできず、集金人に納付したとする申立内容と符合しない上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の保険料を納付した記載は見当たらない。

なお、申立人は、所持する国民年金手帳の昭和39年度印紙検認記録欄に「この月から納付開始」の押印が有ること、及び集金人が同年度の印紙検

認台紙について、割印を押した上で持ち帰ったことを国民年金保険料の納付を証明するものとしているが、「この月から納付開始」の押印は、その月から納付が必要であることを示すものであり、印紙検認台紙については、納付の有無にかかわらず割印を押した上、年度ごとに切り離すこととされていたものである。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月20日から23年1月25日まで  
私の年金記録によると、株式会社AのB支店（現在は、株式会社C）において、脱退手当金を支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社AのB支店の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間について脱退手当金が支給されたことを示す「脱手319円36銭、23.2.21」が、また備考欄には「附則7条（昭和22年法律第45号附則第7条）75.84、女子加算」と記載され、さらに「脱手支給報告書作成済・資格第二係」の押印がある上、申立期間の女子特別附加脱退手当金（以下「脱退手当金」という。）は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年2月21日に支給されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、当時、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、株式会社AのB支店を退職後、厚生年金保険へ加入した経歴が無いことを踏まえれば、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている同

一事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 21 日から 43 年 10 月 1 日まで  
脱退手当金制度が有ることすら知らなかったため、脱退手当金を請求していない。脱退手当金支給通知書も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、事業所名欄にはB株式会社のみが記載され、当該事業所における被保険者期間(申立期間と同一)について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「44. 2. 12 受付」、「支払済 44. 4. 22 A社会保険事務所」の押印が確認できる上、同裁定請求書の受領欄に、昭和44年4月22日付けで申立人の署名、押印されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る事業所であるB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の押印が確認できる。

加えて、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握する

ことは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 21 日から 46 年 3 月 21 日まで  
A株式会社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間（申立期間と同一）について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 46. 5. 18B 社会保険事務所」、「支払済 46. 7. 2 B 社会保険事務所」の押印が有るとともに、同裁定請求書の裏面には、昭和 46 年 7 月 2 日に申立人の父が申立人の脱退手当金を代理受領した旨の署名及び押印が確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 7 月 2 日に支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、

未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 27 日から 38 年 8 月 28 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 2 日から 41 年 6 月 9 日まで  
③ 昭和 41 年 6 月 11 日から 43 年 4 月 26 日まで

私は、A株式会社、株式会社B及び株式会社Cの脱退手当金を受給していないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社、株式会社B及び株式会社Cの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、「受付 43. 7. 4 D 社会保険事務所」、「小切手 43. 9. 6 交付済」及び「支払通知書 43. 9. 7 発送済」が押印されており、当該請求書の裏面に上記3事業所名が記載されていることが確認できる。

また、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年9月6日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、

未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であることを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 25 日から 37 年 9 月 1 日まで  
脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社AのB支店の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年10月18日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 6 日から 40 年 3 月 26 日まで  
申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶がないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 有限会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の押印が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 10 日から 39 年 6 月 1 日まで  
有限会社Aに勤務していた昭和 35 年 11 月 10 日から 39 年 6 月 1 日までの厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和39年7月22日に支給されている記録が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から33年7月25日まで  
申立期間のA所（現在はB株式会社）での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省（当時）から裁定庁へ回答したことを意味する「回答済 34. 7. 15」の記載が有るなど一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいわゆるうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から27年11月29日まで  
(A株式会社)  
② 昭和28年7月7日から33年4月29日まで  
(合名会社B)

結婚のため合名会社B(現在は株式会社C)を退職したが、またすぐに働くつもりだった。私は申立期間について脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、申立人は、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給

されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 16 日から同年 10 月 1 日まで  
私が脱退手当金を受給したのは、昭和 31 年 10 月 16 日から 38 年 4 月 16 日まで株式会社AのB支店に勤務した厚生年金保険被保険者期間であり、最初に同社に勤務した申立期間については、脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社AのB支店における2回の厚生年金保険被保険者期間のうち、脱退手当金を受給したのは2回目の勤務期間のみであり、最初の勤務期間については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、同一事業所である上記2回の厚生年金保険被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていること、管轄の社会保険事務所（当時）が同一であること、脱退手当金の支給額は2回の期間を通算して計算した金額と一致していること、及び申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄に脱退手当金の支給を意味する「退」の表示が確認できることから、申立期間が脱退手当金の計算の基礎から漏れたとは考え難い。

なお、申立人には、脱退手当金支給決定日の前に、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された厚生年金保険被保険者期間、及び別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された厚生年金保険被保険者期間が未請求となっているが、いずれも申立期間とは管轄社会保険事務所が異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、当該厚生年

金保険被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 8 日から 43 年 4 月 26 日まで  
A株式会社について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されており、「受付 43. 5. 22 B社会保険事務所」、「43. 10 支払済」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る事業所であるA株式会社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、前述の脱退手当金裁定請求書の職歴を記入する欄には、申立期間のみが記載されている上、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいくつかあっても、

ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。